《決算カードについて》

決算カードは、以下の2種類により構成されています。

- 〇 都道府県 決算カード
- 〇 市町村 決算カード

決算カードは、各年度に実施した地方財政状況調査(以下「決算統計」という。)の集計結果に基づき、都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況について、団体ごとに1枚のカードに取りまとめたもの。

[留意事項]

本カードをご覧いただく際の留意事項については、次のとおりです。

〇 共通事項

- 1 普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業 費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。
- 2 経常収支比率の()内の数値は減収補塡債(特例分)及び臨時財政対策債を除いて算出 したものである。
- 3 人口については、調査年度の1月1日現在の住民基本台帳に登載されている人口に 基づいている。
- 4 面積については、調査年度の10月1日現在の市区町村、都道府県、全国の状況をとりまとめた「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院)による。
- 5 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 1 人又は 2 人の場合は、「給料月額 (百円)」及び「一人当たり平均給料月額(百円)」を「アスタリスク(*)」としている。 (その他、数値のない欄については、すべてハイフン(-)としている。)
- 都道府県決算カードに関するもの
- 1 地方消費税は、清算後を計上している。
- 2 経常収支比率の算定上、経常一般財源等については地方税から、経常経費充当一般財 源等については補助費等から、利子割交付金等市町村への各種交付金を控除した。
- 〇 市町村決算カードに関するもの
- 1 東京都特別区における基準財政収入額及び基準財政需要額は、特別区財政調整交付金の算出に要した値であり、財政力指数は、前記の基準財政需要額及び基準財政収入額により算出した。
- 2 産業構造の比率は、分母を就業人口総数とし、平成22年以降国調は分類不能の産業 を除いている。

〔用語の説明〕

本カードで使用される主な用語については、次のとおりです。

〇歳入科目等

1 地方讓与税

本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に対して譲与する税。

現在、地方譲与税としては、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税がある。

2 地方特例交付金等

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を 補塡するために交付される地方特例交付金、中小事業者等が所有する償却資産及び事 業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置、生産性革命の実現に向けた固 定資産税の特例措置の拡充による地方公共団体の減収を補塡するために交付される新 型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金から構成される国から地方公 共団体への交付金。

3 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付される。

4 震災復興特別交付税

東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政 需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して、地方 公共団体に対して交付する特別交付税。

5 一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらの ほか、都道府県においては、市町村から交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付 金、市町村においては、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株 式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金(政令指定都市のみ)、地方消費税交 付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、軽 油引取税交付金(政令指定都市のみ)及び法人事業税交付金を加算した額をいうが、 これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額 として控除される。

7 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

8 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金(間接補助金)とがある。

9 減収補塡債(特例分)

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、同条の特例として発行される特例分がある。

10 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算(臨時財政対策加算)、地方 負担分は臨時財政対策債により補塡することとされている。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされている。

〇歳出科目等

1 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の 給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっ ている。

2 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

3 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

4 単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

6 物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

7 扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

8 補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、「地方公営企業法」(昭和 27 年法律第 292 号) 第 17 条の 2 の規定に基づく繰出金も含まれる。

9 繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

10 公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費の ほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。

〇収支

2 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越(継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで 逓次繰り越すこと)、繰越明許費繰越(歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと)等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

3 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の 収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

4 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額。

O財政分析指標

1 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債 費等のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の 額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみるものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

2 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定された額。

3 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要額を各行政項目ごとに算定された額。

4 標準税収入額

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。

5 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、「地方財政法施行令」(昭和23年政令第267号) 附則の規定により、臨時財政 対策債の発行可能額についても含まれる。

6 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得 た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に 余裕があるといえる。

7 実質収支比率

実質収支の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)に対する割合。実質 収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

8 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公 債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬 直化が進んでいることを表す。

9 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政 指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準又は 財政再生基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財 政健全化団体又は財政再生団体として、財政の健全化を図らなければならない。

10 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化 し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

11 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の 不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

12 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業債の償還金に対する繰出金などの準元利償還金に係る実質的な公債費相当額(※1)の標準財政規模を基本とした額(※2)に対する比率の過去3か年の平均値。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、これが財政運営に与える影響の度合いを示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を 要する団体の判定に用いられる「地方財政法」(昭和23年法律第109号)の実質公債 費比率と同じ。

- ※1 元利償還金(繰上償還金等を除く。)及び準元利償還金の合計額から、これらに充当された特定財源及び元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。
- ※2 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

13 将来負担比率

公営企業や地方公社、損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(※1)の標準財政規模を基本とした額(※2)に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標と もいえる。

- ※1 一般会計等の将来負担額から財政調整基金や元利償還金等に係る基準財政需要額算 入額などの充当可能財源等を控除した額。
- ※2 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

14 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

15 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

16 債務負担行為

複数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は 損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなど の、将来の財政支出を約束する行為。

「地方自治法」(昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条及び第 215 条で予算の一部を構成することと規定されている。